

三田市公告第 1 1 6 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 4 6 の規定に基づき、認可地縁団体が所有する不動産について所有権の保存又は移転の登記をするにあたり、当該不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人又はこれらの相続人（以下、「登記関係者」という。）の所在が知れないため、地方自治法施行規則（昭和 2 2 年内務省令第 2 9 号）第 2 2 条の 3 の規定により、次のとおり公告します。

令和 8 年 9 月 1 8 日

三田市長 田 村 克 也

- 1 地方自治法第 2 6 0 条の 4 6 第 1 項の申請を行った認可地縁団体（以下「認可地縁団体」という。）の名称
十倉区

- 2 認可地縁団体の区域
三田市十倉地区全域、川原 5 2 2 番地 1 及び酒井 6 0 0 番地

- 3 認可地縁団体の主たる事務所
三田市十倉字前田 3 4 9 番地 1 十倉公会堂

- 4 申請不動産に関する事項
土地

地 目	面 積	所 在 地
墳墓地	7454 m ²	三田市十倉字米山 5 4 2 番 2

表題部所有者又は所有権の登記名義人に関する事項

氏名又は名称	住 所
中西 菊一	有馬郡高平村十倉 2 8 6 番地
十倉区	三田市十倉字前田 3 4 9 番地 1 十倉公会堂

- 5 申請不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議を述べることができる者の範囲は、申請不動産の登記関係者又は申請不動産の所有権を有することを疎明する者に限られます。
- 6 異議を述べる者は、令和 8 年 9 月 1 8 日から令和 8 年 1 2 月 2 1 日の間に、地方自治法施行規則第 2 2 条の 3 第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、三田市長に対し申し出るものとします。